

牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理 に関する条例・施行規則（手引き）

令和 6 年 6 月 1 日 初版



．．． 条例



．．． 規則

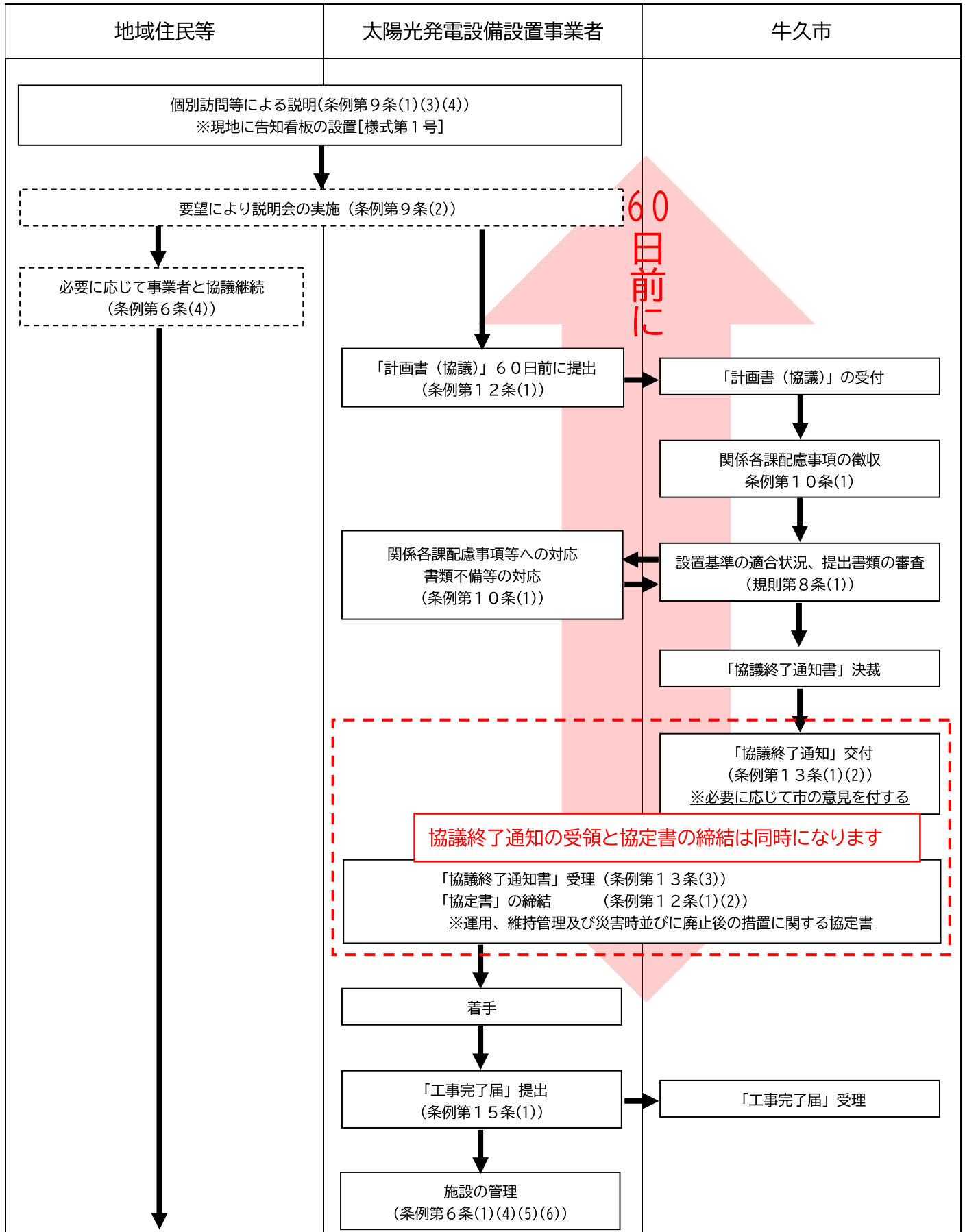


．．． 参考情報等

目次

	条例に基づく協議フロー	3
1	目的	4
2	定義	5
3	適用範囲	1 2
4	市の責務	1 4
5	事業者及び土地所有者の責務	1 5
6	事業者の責務	1 6
7	土地所有者の責務	1 9
8	設置抑制区域	2 0
9	地域住民等への説明	2 2
10	配慮事項	2 7
11	設計の基準	2 9
12	協議等	3 3
13	協議終了の通知	3 5
14	協定の締結	3 6
15	工事の完了	3 7
16	協議内容の変更	3 8
17	地位の承継	4 0
18	報告の徴収	4 1
19	事業者情報の掲示	4 2
20	立入検査等	4 3
21	指導、助言又は勧告	4 4
22	公表	4 5
23	委任	4 6
24	施行期日	4 7
25	経過措置	4 8
26	関係課案内	4 9
27	設置抑制区域全体図	5 0
28	添付書類一覧兼チェックリスト(留意事項)	5 1
	作成例(様式第2・3・4・6・7・8)	5 3
	作成例(図面)	6 2

条例に基づく協議フロー



1. 目的

(目的)

第1条 この条例は、市内における太陽光発電設備の設置、管理及び撤去に関し必要な事項を定め、その適正な実施のための助言、指導等を行うことにより、事業区域及びその周辺の地域における災害の発生防止、良好な景観の形成、生活環境の保全並びに地域住民等の生活との調和を図り、もって市民の安全と安心の確保及び地域社会の発展に資することを目的とする。

(趣旨)

第1条 この規則は、牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（令和5年条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(解説)

近年、地球温暖化防止の観点から再生可能エネルギー推進が国策として急進し、未利用地の有効活用につながる大規模な太陽光発電設備が全国的に活発化している中、設置に関するトラブルや運用中の光害、更には寿命後の大量廃棄問題など様々な課題が浮き彫りになってきています。そのため、計画段階から事業者と設計内容や災害時及び廃止後の撤去・処分等に関する協議を行えるよう条例を制定することで、地域環境の保全を図り、市民の安全と安心を確保することを目的としています。

2. 定義

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換するために施設する電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号の電気工作物であって同法律第38条第2項に規定する事業用電気工作物（これらの設備が建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物に設置されるものを除く。）をいう。
- (2) 事業者 牛久市において太陽光発電設備設置事業（以下「設置事業」という。）を計画し、当該設備を設置しようとする者をいう。
- (3) 事業区域 設置事業を行う一団の土地（継続的又は一体的に設置事業を行う土地を含む。）をいう。
- (4) 行政区等 牛久市区長設置規則（平成17年規則第41号）第1条に規定する行政区その他これに類する団体をいう。
- (5) 地域住民等 次に掲げるものをいう。
 - ア 事業区域に隣接（道路向かい含む。）した牛久市内に存する土地、建築物の所有者、占有者又は土地管理者
 - イ 事業区域の境界から概ね100メートル以内の牛久市内の区域に居住する住民又は当該区域で事業を営む者
 - ウ 事業区域の境界から概ね100メートル以内の牛久市内の区域に居住する住民が所属する行政区等の会長（同様の職務を担当するものを含む。）
 - エ その他必要と認める者
- (6) 着手 太陽光発電設備設置を目的とする樹木の伐採、造成工事を含む現場における工事（現地調査、測量を除く。）開始をいう。
- (7) 紛争 太陽光発電設備の施設に伴って生じる、反射光、熱、騒音振動、雑草の繁茂、雨水対策、維持管理等に関する事業者等と地域住民等との間の紛争をいう。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(解説)

(1) 太陽光発電設備

太陽光発電設備とは、電気事業法第2条第1項第18号で定義されている太陽光を電気に変換する電気工作物であり、同法第38条第2項に規定する事業用電気工作物及びその付帯設備も該当します。このうち、建築基準法第2条第1号に規定される建築物の屋根や屋上、壁面等に設置されるものは対象外としています。

【参考】

（電気事業法第2条第1項第18号）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

十八 電気工作物 発電、蓄電、変電、送電若しくは配電又は電気の使用のために設置する機械、器具、ダム、水路、貯水池、電線路その他の工作物（船舶、車両又は航空機に設置されるものその他の政令で定めるものを除く。）をいう。

（電気事業法第38条第2項）

第三十八条 2 この法律において「事業用電気工作物」とは、一般用電気工作物以外の電気工作物をいう。

（建築基準法第2条第1号）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨こ線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。

対象	対象外
(例) ・野立て ・営農型 など独立してるもの 	(例) ・住宅 ・カーポート などの建築物に設置されるもの 

（２）事業者

太陽光発電設備を設置し、電気を得る事業を実施するものをいいます。事業者に該当するか否かについて、法人か個人かは問いません。売電契約等で電気を提供するため、発電する事業者が提出者になります。

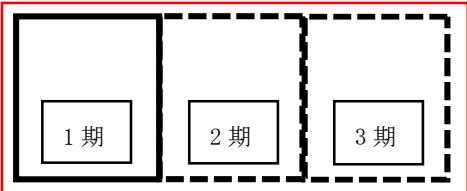
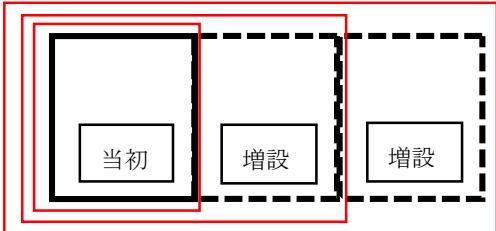
（３）事業区域

事業区域とは、太陽光発電設備を設置及び管理する上で必要となる土地の区域です。道路から施設までの侵入路（当該施設へのアクセスのために必要な管理道路等）、敷地を安定させるために造成する部分（法面、擁壁、排水施設等を含む。）及び太陽光発電設備設置に伴う同時期の森林伐採の区域も含みます。また、継続的又は一体的に使用する場合は一つの事業区域として取り扱います。

【継続的とは】

太陽光発電設備を複数の工事に分けて段階的に設置していく場合、それら工事区域全体を一つの事業区域として取り扱います。したがって、その事業区域の面積が、条例で定める一定規模以上となれば、条例の対象となります。このように、複数の工事に分けて段階的に設備等を設置していく場合を「継続的」と呼びます。

○「継続的」の基本的な考え方

区分	考え方	イメージ
継続的	1 期目の太陽光発電設備の設置協議の際に、3 期目までの計画が明確であれば、1 期目から 3 期目までを一つの事業区域として協議	 事業区域
継続的でない	当初の設置協議の際は、増設工事は未定のため、当初の事業計画のみ申請。なお、増設の際には、その都度全体で一つの計画として協議	 事業区域（増設ごと）

【一体的とは】

事業区域が道路や水路などで分断された区域であっても、一体的に利用するものについては、原則として一つの事業区域として取り扱います。また、事業者が異なる場合は、下記のとおり取り扱います。

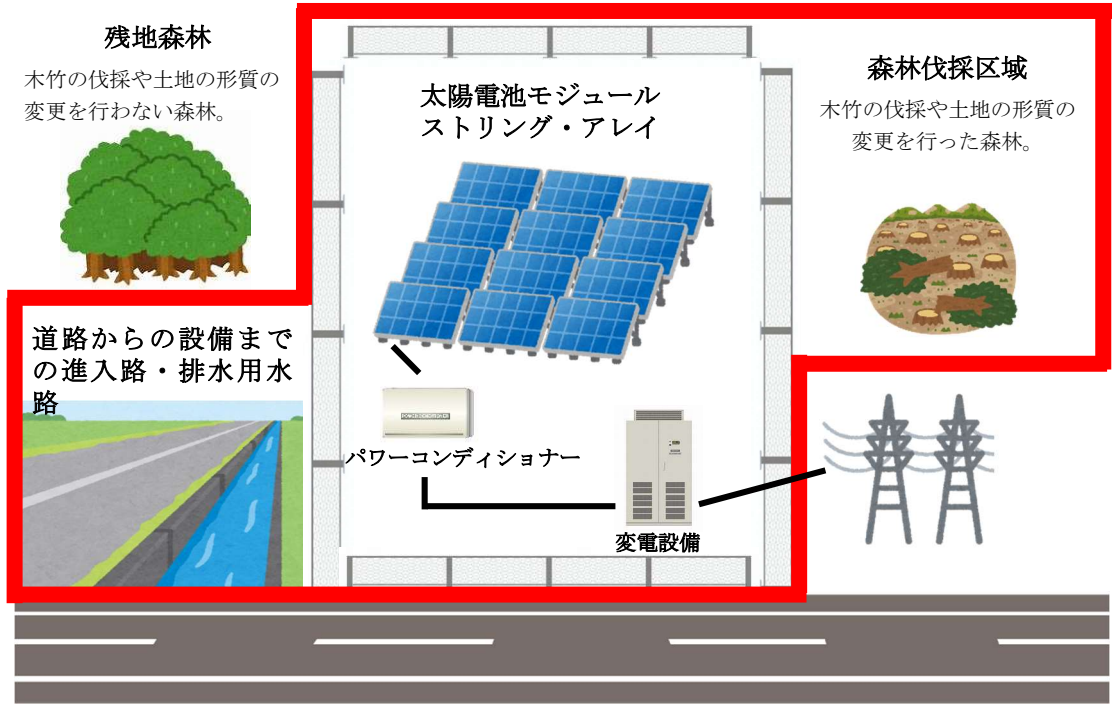
事業者	取扱い
同一	同一の事業者が事業を実施する場合は、「一体的」とみなします。
別	事業者が異なる場合は、原則として「一体的」とみなしませんが、設備の一部を共用して事業を実施する場合は、「一体的」としてみなします。

○「一体的」の基本的な考え方

区分	事業者	共用方法	イメージ	考え方
一体	同一 or 別	同一		それぞれの敷地が道路等で分断されていても、共用方法が一体であれば、一体的とみなします。
一体	同一	別		共用方法が別でも、事業者が同一で事業区域は接する場合は、一体とみなします。
一体	別	同一		事業者が別でも事業区域が隣接し、共用方法が一体であれば、一体とみなします。
一体でない	別	別		事業区域が接していても、事業者・共用方法とも別の場合は、一体的とはみなしません。

イメージ図で赤い実線で囲まれた部分が事業区域の範囲となります。

＜イメージ図＞



（４）行政区等

牛久市区長設置規則に規定する行政区その他これに類する団体を指します。

【参考】牛久市区長設置規則	
第一条 この規則は、市と市民との緊密なる連絡及び市政の円滑な運営を図るため、別表に定める行政区（以下「区」という。）に区長を置くことを目的とする。	
○別表	
行政区名(64区)	
田宮区、本町区、東区、向台区、緑ヶ丘区、上町区、下町区、城中区、新地区、南部区、つつじが丘区、上柏田区、中柏田区、下柏田区、猪子区、一厚東区、一厚西区、大中区、東端穴区、ひたち野中央区、下根区、東下根区、岡見区、上太田区、女化区、神谷区、栄町区、久野区、桂区、報徳区、井ノ岡区、奥原区、島田区、中央区、大和田区、正直区、小坂区、向原区、小坂団地区、上池台区、みどり野区、かわはら台区、むつみ区、東岡見区、松ヶ丘区、第8岡見区、竹の台区、第2つつじが丘区、東みどり野区、刈谷区、柏田台区、神谷二区、栄西区、下根ヶ丘区、さくら台区、秋住団地区、エスカードビル区、ひたち野区、びゅうパークひたち野区、ひたち野東区、栄東区、牛久駅西ニュータウン区、ひたち野西区、ねむの木台区	

（５）地域住民等

本条例において、太陽光発電設備の設置の際に、地域住民とのトラブルを防止するため、市との協議の前に地域住民等への説明をしなければなりません。

地域住民等への説明を実施しているかどうかを確認するために、計画書の提出とともに行政区等及び地域住民等に対する説明報告書を添付しなければなりません。（別途様式参照）

○説明の範囲

①事業区域に隣接（道路向かい含む。）している牛久市内の土地、建物の所有者、占有者又は土地管理者

占有者…土地や建物を所有していないが、所有者から借りて土地や建物を利用している者
土地管理者…土地所有者から委任等を受け、土地を管理している者（例 伐採、維持管理等）

②事業区域から概ね 100m以内の牛久市内の区域に居住している者、事業を営んでいる者（店舗等）が対象になります。

事業を営んでいる者…建物を使用して、事業を行っている者（店舗、事務所等）

③事業区域から概ね 100m以内の牛久市内の区域に居住する住民が所属する行政区等の区長が対象になります。

P. 22「第9条地域住民等への説明」も参照ください。

（６）着手

太陽光発電設備の設置とは、「太陽光発電施設を新たに設置すること」と、「増設すること」の両方を含みます。また、これらの行為に先駆けて行う「木竹の伐採」や「土地の形質の変更」も含みます。

ただし、現地調査、測量、埋蔵文化財試掘調査等は除きます。

太陽光発電設備の設置に関して、設置の工事に「着手」と認める行為の例は以下のとおりです。

- ・造成工事（くい打ち、地盤改良等）
- ・根切り
- ・山留め
- ・木竹の伐採（太陽光発電設備の設置を目的としたもの）

現地調査、測量、埋蔵文化財試掘調査等のする場合でも、騒音、粉塵、交通制限等が発生し、周辺に影響がある行為については、事前に周辺住民等にお知らせをするなど住民生活との調和に努めてください。

(7) 紛争

太陽光発電設備を設置後地域住民等にあたえる可能性がある影響について定義しています。想定される影響については、下記のとおりです。

- ・ 反射光
- ・ 熱
- ・ 騒音振動
- ・ 雑草の繁茂
- ・ 雨水の流出
- ・ 土砂の流出 など

3. 適用範囲

(適用範囲)

第3条 この条例は、太陽光発電設備を土地に設置する太陽光発電事業であつて、次のいずれかに該当するものに適用する。

- (1) 太陽光発電設備の発電出力（送電端出力）が50キロワット以上のもの（実質的に同一と認められる事業者が近接した時期又は近接した場所に分割して設置する太陽光発電設備の出力を合計した出力が50キロワット以上となる場合を含む。）
- (2) 事業区域の面積が1000平方メートル以上のもの（実質的に同一と認められる事業者が近接した時期又は近接した場所に分割して設置する太陽光発電設備の事業区域を合計した面積が1000平方メートル以上となる場合を含む。）

(解説)

本条例の対象となる太陽光発電設備は、出力が50kW以上、または、事業区域が1000㎡以上の太陽光発電設備及びその附属設備で構成されるものが該当します。このうち、建築基準法第2条第1号に規定される建築物の屋根や屋上、壁面等に設置されるものは除くこととしています。

【一体性の判断】

○近接した時期、場所

事業者	・会社等の所在地が同一又役員が重複している ・資本関係等がある法人又はグループ会社				
	↓はい			↓いいえ	
判断	同一			同一でない	
	↓			↓	
共有物	・当該設備への進入路、排水施設、その他附属設備（パワーコンディショナー、接続箱等）				
	↓ある	↓なし		↓ある	↓なし
場所	↓	・前発の太陽光発電設備と後発の設置事業で事業区域が <u>近接</u> ^{注1} しているか			
		↓はい	↓いいえ	↓はい	↓いいえ
判断	一体	一体	一体でない	一体	一体でない

注1：近接とは、太陽光発電事業の実施場所（事業区域の境界）から水平距離が100m以内を指します。

《イメージ図》

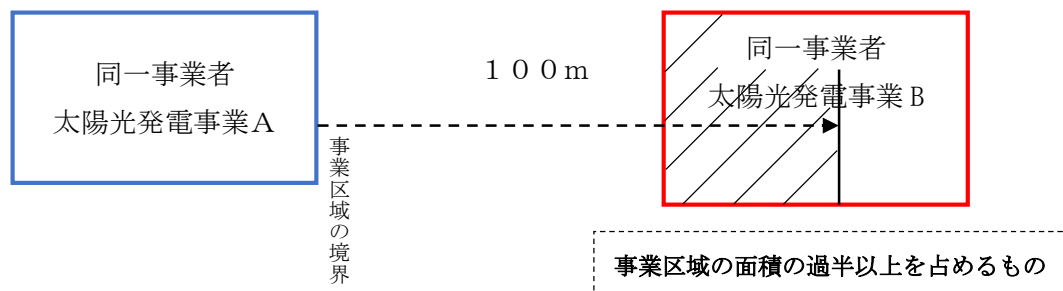
すでに設置されている

または、同時期に設置を予定している

太陽光発電設備

新たに設置される

太陽光発電設備



49.50 kW

+

49.50 kW

合算して 50 kW または、1000 m² を超える場合対象

4. 市の責務

(市の責務)

第4条 市は、第1条の目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用に努め、そのために必要な措置を講じなければならない。

(解説)

地域と共生する太陽光発電事業の普及促進に寄与するため、市が必要な措置を適切かつ円滑に講ずることを規定しています。

5. 事業者及び土地所有者の責務

(事業者及び土地所有者の責務)

第5条 事業者及び土地所有者は、太陽光発電設備における災害時及び廃止後の措置について遵守しなければならない。

(災害時及び廃止後の措置に関する遵守事項)

第3条 条例第5条に規定する遵守事項は、次に掲げるものとする。

(1) 災害時の措置に関する事項

ア 落雷、洪水、暴風、暴雨、豪雪、地震等により太陽光発電設備が破損し、地絡し、又は短絡し、第三者に被害をもたらすおそれのある事象が発生した場合は、遅滞なく状況の確認を行い、異常が発見されたときは直ちに必要な措置を行うこと。

イ アの実施方法について定めておくこと。

(2) 廃止後の措置に関する事項

ア 太陽光発電設備を速やかに撤去すること。

イ 太陽光発電設備の再使用又は再生利用に努め、廃棄物の発生を抑制すること。

ウ 太陽光発電設備の撤去により発生した廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令等に従い、適正な処理を行うこと。

エ 事業区域であった土地について、修景、整地その他の景観上又は防災上必要な措置を行うこと。

(解説)

条例制定の目的にあるように安全と安心の確保に基づくよう、災害等で破損した太陽光発電設備による感電等の問題が顕在化していることから、放置され第三者に被害をもたらすことがないように対応することを明記しています。また、対応策等についても事業者自身で早急に対応できるように定めておくこととしています。

落雷、洪水、暴風、暴雨、豪雪、地震等はいつ発生するか予測できないため、あらかじめこれらの事象が発生した際に備えて、事業者自身で計画しておく必要があります。

一般的な耐用年数が約20年とされていることから長期的な運用が考えられ、発電事業廃止後に放置されることを防ぐため適正に措置を講じるよう事業者と土地所有者に責務を明記しています。

【波及事故対策】

- ・ 高圧電線、ケーブル端末等に蔓性草や樹木等が接触しないように必要に応じ、樹木の伐採や防草シートを敷設。
- ・ 地絡継電器の設置。
- ・ 野鼠や蛇、蛙、ヤモリ等による電路への接触保護。

6. 事業者の責務

(事業者の責務)

第6条 事業者は、太陽光発電設備の災害時及び廃止後の措置に充てる費用について資産除去債務を計上し、その他撤去するための費用の確保及び計画をしなければならない。

2 事業者は、第8条に定める設置抑制区域において設置事業を実施しないよう努めなければならない。ただし、地域住民等の理解が得られる場合は、この限りではない。

3 事業者は、地域住民等に対し、当該太陽光発電設備の設置（増設を含む。）及び運用に関する理解を得られるよう、設置を計画している太陽光発電設備について説明を行わなければならない。

4 事業者は、この条例及び関係法令を遵守し、災害の防止、生活環境の保全及び自然環境の保護に十分配慮するとともに、行政区等及び地域住民等との良好な関係の保持に努めなければならない。

5 事業者は、事業を実施するに当たっては、太陽光発電設備及び事業区域を良好な状態に保持できるよう適正な維持管理に努めなければならない。

6 事業者は、太陽光発電設備に係る事故が発生したとき又は苦情若しくは紛争が生じたときは、直ちに必要な措置を講じるとともに、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

(解説)

(1) 災害時及び廃止後の措置に充てる費用の確保及び計画

災害時及び廃止後に早急に第3者への被害を防ぐため、事業者自身で費用を確保し、計画をしなければなりません。太陽光パネルだけでなくそれに付属する設備についても撤去するように努めて下さい。

(確保方法)

①資産除去債務にて確保

- ・「資産除去債務」とは、有形固定資産を取得するときに生じる除去（解体や撤去など）の見込まれる費用を見積もって法人で計上しておく負債のことを言います。
- ・「有形固定資産」とは、大まかに形があって、目に見えるものになります。本条例で対象となるものは、一般的に太陽光パネル、パワーコンディショナー、キュービクル、フェンス、土地、その他付属品(ケーブル、電線等)など指します。

②Fit 法（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法）に基づく外部積立、内部積立

③個人資産による確保（個人預金、銀行残高等）

(費用)

資源エネルギー庁の廃棄等費用積立ガイドラインの解体等積立基準額、解体費の見積もりなどを参考に費用額は確保してください。

《参考》

認定年度	規模	解体等積立基準額
2024年度	地上・10-50kW以外	0.62円/kWh
	地上・10-50kW	0.60円/kWh
2025年度	地上・10-50kW以外	0.62円/kWh
	地上・10-50kW	0.60円/kWh

出典：資源エネルギー庁「廃棄等費用積立ガイドライン」

(2) 設置抑制区域における設置事業

(解説)

条例の目的として、災害の発生の防止、市民の安全・安心を確保することが含まれており、一定のエリアについて設置抑制区域をして指定しています。

事業者は、設置抑制区域においては、設置事業を原則避けてください。ただし、地域住民等に説明した上で理解が得られている場合は、この限りではありません。

P. 20「第8条 設置抑制区域」も参照ください。

(3) 地域住民等への説明の責務

(解説)

本条例の目的である「地域住民等の生活との調和」の達成のため、設置の計画がある太陽光発電設備においては、説明をする義務があります。

P. 22「第9条 地域住民等への説明」も参照ください。

(4) 関係法令の遵守と地域住民等との良好な関係保持

(解説)

事業者は、条例や規則を遵守するのはもちろんのこと、太陽光発電設備に係る様々な関係法令についても遵守してください。事業者の責任において、法令を所管する行政機関へ問い合わせをするなど、対応を行ってください。なお、生活環境及び自然環境の保護に配慮し、地域住民等との調和を図るよう良好な関係を保持してください。

P. 27「第10条 配慮事項」も参照ください。

（５）適正な維持管理

（解説）

太陽光発電設備は、一般的に２０年近く運用が可能とされており、設置後の維持管理が適正に行われていない設備が見受けられます。本条例の目的を達成するため、事業者の責務において、良好な状態で事業を継続できるよう維持管理を行ってください。

- ・機器の定期的な保守点検
- ・定期的な除草
- ・植栽の管理
- ・土砂・雨水流出対策の管理
- ・フェンス、門扉等の管理 など

【参考】

（電気事業法第 39 条、第 42 条、第 43 条）

第 39 条（事業用電気工作物の維持）

事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を主務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

「発電用電池設備に関する技術基準を定める省令」

- ・架台（太陽光パネルの支持物）の設計基準
- ・土砂流出や地盤崩壊等の防止
- ・さく、へい等の設置
- ・出入口に立ち入り禁止する措置
- ・出入口に施錠装置の設置

第 42 条（保安規定）

事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、主務省令で定めるところにより、保安を一体的に確保することが必要な事業用電気工作物の組織ごとに保安規程を定め、当該組織における事業用電気工作物の使用の開始前に主務大臣に届け出なければならない。

第 43 条（主任技術者）

事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、主務省令で定めるところにより、主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、主任技術者を選任しなければならない。

（６）紛争等の解決

（解説）

太陽光発電設備に係る事故や苦情等が発生した場合は、良好な事業を継続できるよう誠意をもって解決に当たらなければなりません。

7. 土地所有者の責務

(土地所有者の責務)

第7条 土地の所有者は、災害の発生を助長し、又は良好な景観及び地域住民等の生活環境を損なうおそれがある事業者に対し、当該土地を太陽光発電事業の用に供させることのないよう努めなければならない。

(解説)

土地所有者の責務として、災害の発生を助長し、又は良好な自然環境若しくは生活環境を損なうおそれのある事業者に対して、当該土地を使用させることのないように努めなければならないことを定めています。

本条例の目的は、太陽光発電設備を禁止するものではありません。そのため、条例に基づく手続きを踏まえることで設置は可能になります。

8. 設置抑制区域

(設置抑制区域)

第8条 市長は、太陽光発電設備の設置を抑制すべきと判断した区域において設置事業を行わないよう事業者

者に協力を求めるものとする。

(設置抑制区域)

第4条 条例第8条に規定する設置抑制区域は、別表第1のとおりとする。

別表第1 (第4条関係)

区分	抑制区域	関係法令等
1	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号)
2	土砂災害特別警戒区域	
3	市街化区域 (工業専用地域は除く。)	都市計画法 (昭和43年法律第100号)
4	既設団地 (市街化調整区域)	都市計画法 牛久市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例 (平成22年条例第3号)

(解説)

本条例の目的を達成するため、法的規制の有無や採算性だけでなく、生活環境、景観、防災等の幅広い観点、地域への影響を考慮する必要があります。そのため、特に影響が想定される区域においては、設置抑制区域として明記しております。

設置規制区域についての概要は以下のとおりです。

○設置抑制区域で設置を検討している事業者へ

設置抑制区域で太陽光事業を検討している事業者は、提出する前に事前に市と相談した上で提出してください。相談がない場合、受付できません。

設置抑制区域	概要
① 土砂災害警戒区域 ② 土砂災害特別警戒区域	土砂災害のおそれのある区域であり、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり等の被害が想定される。さらに土砂災害特別警戒区域では、住民の生命または身体に著しい危害が生じる可能性がある。
③ 市街化区域(工業専用地域は除く。) ④ 既設団地(第7次トーホーランド) (第8次トーホーランド) (第9次トーホーランド) (第10次トーホーランド) (第12次トーホーランド) (モデル1・2期トーホーランド) (東京信用団地)	市街化区域や既設団地は、住民が密集しており、地域住民等の生活に対する影響が想定される。

(①②の区域)

区域内に太陽光発電設備を設置した場合、設置そのものが土砂災害を誘発させる可能性があります。また、土砂災害が発生した場合、下流域の住民に著しい危険を及ぼすこととなります。

(③④の区域)

太陽光発電設備から発生される被害として、公害や熱、騒音振動、雨水の流出など周辺住民への多大な影響が想定されます。

上記のように、条例の目的に基づき設置抑制区域に対しては、設置事業を実施しないよう明記していますが、地域住民等に説明した上で理解が得られている場合（設置に対して反対の意見が出ていない、住民等の要望に配慮等）は、この限りではありません。

○主な問い合わせ先

設置抑制区域名	問い合わせ先
土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	竜ヶ崎工事事務所 河川整備課 TEL:0297-65-1716 FAX:0297-65-1415 公示図書 https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kasen/dam/dosha/keikai-shitei/keikai-16.html
市街化区域（工業専用地域除く） 既設団地（第7次トーホーランド） （第8次トーホーランド） （第9次トーホーランド） （第10次トーホーランド） （第12次トーホーランド） （モデル1・2期トーホーランド） （東京信用団地）	牛久市役所 建築住宅課 TEL:029-873-2111 FAX:029-872-2955

《設置抑制区域に設置する場合》

第6条の事業者の責務にあるように設置抑制区域内に設置する場合は、地域住民等（住民、区長）の理解を得ることが必要になります。そのため、設置に対して意見が出ている場合は、誠意に対応するように努めてください。

9. 地域住民等への説明

(地域住民等への説明)

- 第9条 事業者は、設置事業を実施する前に地域住民等に対して、設置事業の内容、工事の施工方法、安全対策及び維持管理並びに発電事業を終了した後の対応その他周知すべき事項（以下「周知事項」という。）について十分な理解を得られるように努め、説明を行わなければならない。
- 2 事業者は、地域住民等から周知事項について説明を求められたときは、説明会を開催しなければならない。
- 3 事業者は、当該設置事業の内容を記載した看板を敷地の見やすい場所に掲示しなければならない。
- 4 地域住民等は、この条例の目的を達成するため、市の施策及びこの条例に定める説明会等の手続きに協力するように努めなければならない。
- 5 第1項の規定は、第16条の規定による協議の内容の変更について準用する。

(地域住民等への説明)

- 第5条 条例第9条第1項に規定する説明は、戸別訪問等により周知することにより行わなければならない。ただし、設置事業の周知のために説明会を開催したときは、当該説明会をもってその参加者への説明に代えることができる。
- 2 条例第9条第3項に規定する看板は、太陽光発電設備設置事業の告知（様式第1号）とし、事業者は、当該看板を設置事業に着手しようとする日の60日前から設置事業が完了する日までの間事業区域内の見やすい場所に設置するものとする。

(解説)

設置事業を実施する前に地域住民等に対して、説明を行うことが義務付けられています。また、説明会の要望があった場合、開催しなければなりません。

○事業看板の設置

設置事業を着手する60日前から設置事業が完了する日まで事前周知として、規定する様式で見やすい場所に設置することを明記しています。

①事業看板の記載事項【様式第1号】

- ・事業区域の所在、面積
- ・工事着手予定日、完了予定日
- ・事業者等の氏名及び住所

②設置期間

- ・設置事業着手の60日前 ～ 設置事業が完了する日

○説明方法

地域住民等への説明を行う具体的な方法は、次の①～③を参考に、太陽光発電設備の規模や地域住民等の人数を勘案した上で決定してください。また、要望に応じて説明会を開催する必要があります。

①戸別訪問

- ・戸別に住民宅等を訪問し、直接説明を行ってください。不在の場合も後日訪問するなど住民の共存を図るため工夫を心掛けてください。

②説明会の開催

- ・説明会に参加した住民等には、当該説明会をもって説明に代えることになります。参加していない住民等には、戸別に対応するなど、周知を行ってください。

○説明会とする場合の留意点

開催場所	公民館等、近隣関係者が参集しやすい場所
日時	休日や土日など、近隣関係者が参集しやすい日時
開催回数	近隣関係者の人数及び開催場所の規模を考慮して設定
周知の方法	回覧板、個別ポスティングなどを活用（近隣関係者への周知の方法は、対象者に漏れがないよう区の回覧などを活用し十分な対応を図ることが望ましい。）
協議録	<u>説明会に出席した方の住所、氏名など説明義務範囲から漏れがないよう記録（名簿等）として残してください。</u> また、質問者、回答者がどのような意見について協議したかわかるように協議録を残してください。

③その他

- ・行政区等で回覧による周知を行う場合は、説明すべき範囲と回覧範囲を明確にし、漏れなく周知が行われるようにしてください。
- ・回覧、ポスティング等を活用して周知をする場合は、問い合わせ先の電話番号等を明示し、地域住民等の回答に対して、適切に対応できるようにしてください。

○説明内容

- ・設置事業の内容（事業の規模、事業者など）
- ・工事の施工方法（工事車両搬入ルート、工事期間時間帯など）
- ・安全対策及び維持管理並びに発電事業を終了した後の対応（保守点検等の期間、廃棄時期及び耐用年数後の措置など）
- ・その他周知すべき事項（騒音、振動、反射光など）

説明する内容については、「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン 資源エネルギー庁」も参考にするなどして、地域住民等との良好な関係の保持に努めてください。

【参考】

（説明会及び事前周知措置実施ガイドライン 資源エネルギー庁）

P12～20

第3章 説明会の要件

第4節 2. 説明項目（再エネ発電事業計画の概要等）

① 再エネ発電事業計画の概要として、次の事項を説明すること。

- ・認定申請を行おうとする事業者
- ・電源種
- ・設置形態
- ・出力
- ・実施場所
- ・災害時の活用可能性（パワーコンディショナーの自立運転機能の有無及び給電用コンセントの有無）

3. 説明項目（事業の影響と予防措置）

② 景観面の影響及び予防措置として、自然環境・景観の保護を目的として条例で設定された保護エリアに該当する場合は、再エネ発電事業による景観面への影響及び予防措置について説明すること。

③ 自然環境・生活環境面の影響及び予防措置として、次の項目について、説明すること。

- （i）騒音・振動 【全電源共通】
- （ii）水の汚れ／濁り 【全電源共通】
- （iii）反射光 【太陽光発電事業】
- （iv）雑草の繁茂 【太陽光発電事業】

④ 再エネ発電事業に伴い生じ得る廃棄物の撤去等に関する影響及び予防措置について説明すること。

○説明の範囲

- ①事業区域に隣接（道路向かい含む。）している牛久市内の土地、建物の所有者、占有者又は土地管理者
 - ・事業区域に隣接している土地、建物の所有者を確認し、さらに、所有者に当該土地、建物の占有者、土地管理者がいるか確認をし、いる場合は、説明の対象となります。
 - ・事業区域の面している道路向かいも説明の対象となります。ただし、川、線路、高速道路等で明らかに分かれている場合は、対象外になります。
- ②事業区域から概ね 100m以内の牛久市内の区域に居住している者、事業を営んでいる者(店舗等)
 - ・事業区域から 100m以内の牛久市に居住している住民、建物を使用して営業等の事業を行っている者が説明の対象になります。
- ③事業区域から概ね 100m以内の牛久市内の区域に居住する住民が所属する行政区等の区長
 - ・事業区域から 100m以内の牛久市の居住する住民が所属する行政区の区長が説明の対象となります。

【参考】

（説明会及び事前周知措置実施ガイドライン 資源エネルギー庁）

P7～8

第3章 説明会の要件

第1節

① 再エネ発電事業を実施する場所（以下「実施場所」という。）の敷地境界線からの水平距離が、次の場合に応じて掲げる一定の範囲内に居住する者に対して説明すること。

（i）低圧電源の場合：100m

（ii）高圧電源又は特別高圧電源の場合（次の場合を除く。）：300m

（iii）環境影響評価法に基づく環境アセスメント対象事業（第一種事業に限る。）の場合：1 km

② 再エネ発電事業の実施場所に隣接する土地又は建物を所有する者に対して説明すること。

○説明の回数

- ・地域住民からの質問等に適切に対応できるように十分な回数の説明をした上で、地域住民からの質問等に誠実に対応してください。

○事業計画を周知するための看板の設置

- ・本条の第 3 項の規定により、事業者は指定された様式の内容を記載した看板を事業区域の見やすい場所に設置しなければなりません。

○地域住民等の協力

- ・地域住民等は本条例の目的を達成する上で、設置事業に基づく説明に対して協力しなければなりません。

○協議内容の変更時の地域住民等への説明

- ・事業者が協議した内容を変更する場合、再度地域住民等に変更内容を説明した上で協議する必要があります。

変更協議が必要なケース → P. 38 「第16条 協議内容の変更」

10. 配慮事項

(配慮事項)

第10条 市長は、この条例の目的を達成するため、設置工事及び太陽光発電の運用において特に配慮が必要な事項を配慮事項として定め、事業者に対し、適切な対応を求めることができる。

(配慮事項)

第6条 条例第10条に規定する配慮事項は、別表第2に掲げる事項とする。

別表第2 (第6条関係)

配慮を要する項目	配慮すべき事項
生活環境への配慮	(1) 住宅地に近接する又は公道に接する場合において、圧迫感、騒音、熱、反射等に配慮すること。 (2) 工事を行う場合は、大型車両及び関係車両の通行並びに重機等の使用に伴う振動、騒音、粉塵等による被害を周辺に及ぼさないよう必要な措置を講じること。
防災・安全への配慮	(1) 盛土又は切土が生じ、土砂災害が懸念される区域は、擁壁、石張り、吹付、法枠、法面排水等による法面等の保護措置を講じ、土砂の流出を防止する対策を講じること。 (2) 雨水排水は、降雨量等から想定される雨水が有効に処理できる対策を講じること。 (3) 湧き水がある場合は、地下配水管を設置するなど適切な措置を講じること。 (4) 崖地の近隣に設置する場合は、崖肩からの離隔や崖肩沿いの排水などによって、崖地の崩落防止対策を講じること。 (5) 地盤について、必要に応じて地盤改良の実施など適切な措置を講じること。 (6) 事業区域内の敷材は、地域住民等に配慮した適切な敷材を使用すること。 (7) 太陽光発電施設の設置に当たっては、電気事業法（昭和39年法律第170号）の規定に基づく技術基準等を遵守するとともに、日本産業規格に適合するものであること。
住宅隣接地等に設置する場合の配慮	(1) 住宅隣接地等では、生活環境、景観、防災等の点で特にトラブルが発生しやすいことから、事前に事業内容を十分説明し、理解を得た上で必要な対策を講じること。
発電設備設置後の維持管理	(1) 事業者は、太陽光発電施設及びに敷地について、定期的に保守点検を行うとともに、機器の故障等の問題が発生した場合は、速やかに対処し、適正な維持管理に努めること。 (2) 除草剤や農薬の使用に当たっては、適正な散布を心掛け、周辺に飛散しないように万全の対策を講じること。

(解説)

太陽光発電設備の設置に伴い、生活環境、景観、防災等への様々な影響が想定されます。森林の伐採や造成工事等を行う場合には、特に大きな影響が想定されます。このため、事業者は、設置工事及び運用においては、以下の事項について特に配慮する必要があります。

○生活環境への配慮

- ・住宅や道路に接する部分においては、圧迫感、騒音、熱、反射等に配慮した設置に努めてください。
- ・工事中などは、重機等の使用に伴う振動、騒音、粉塵等の被害が発生しやすいため、配慮した施工方法に努めてください。

○防災・安全への配慮

- ・太陽光発電事業の運用は一般的に長期的になることから災害を誘発し、助長する行為を防止できるよう配慮してください。

○住宅隣接地等に設置する場合の配慮

- ・住宅の隣接地では、直接的な被害を受けやすいため、十分に説明した上で必要な措置を講じるよう努めてください。

○発電設備設置後の維持管理

- ・事業者は、施工中だけでなく事業開始後も太陽光発電設備の適切な維持管理に努めるとともに、災害や機器の故障等のトラブルが発生した場合には、速やかに太陽光発電設備及びその周辺を確認し、適正に対処するよう努めてください。

1 1. 設計の基準

(設計の基準)

第 1 1 条 事業者は、設置事業に係る工事の設計に当たっては、設計の基準に適合するようにしなければならない。

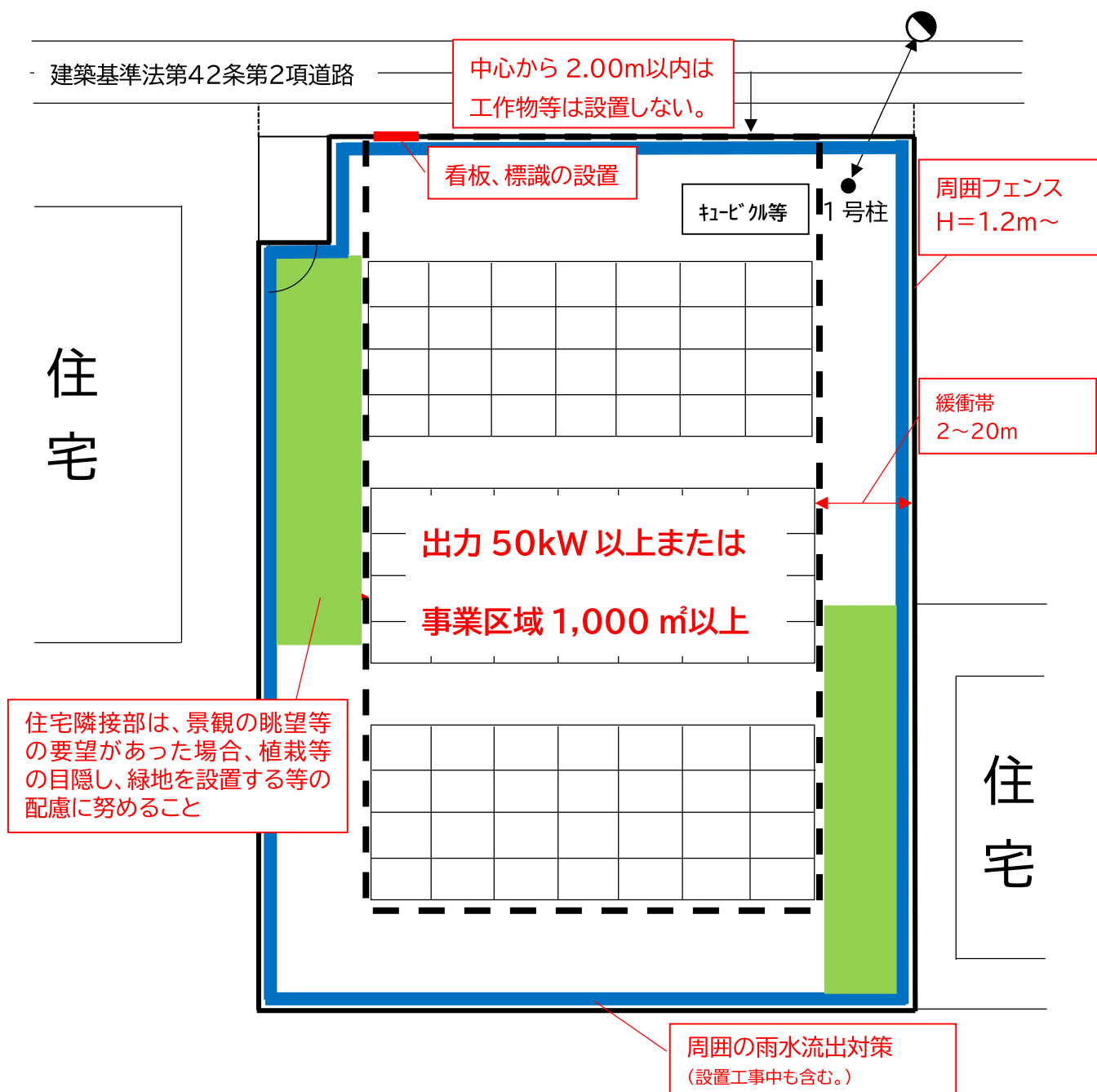
(設計の基準)

第 7 条 条例第 1 1 条に規定する基準は、別表第 3 のとおりとする。

別表第 3 (第 7 条関係)

区分	設計の基準																
緩衝帯	(1) 隣地境界との間に緩衝帯を設けること。必要があるときは当該緩衝帯を植栽等とする。緩衝帯の幅は下記のとおりとする。また、緩衝帯内には建築物その他工作物等を建築し、又は設置しないこと。 <table> <tr> <th>事業区域の面積</th><th>緩衝帯の幅</th></tr> <tr> <td>3 0 0 0 m²未満</td><td>2 m</td></tr> <tr> <td>3 0 0 0 m²以上 1 0 0 0 0 m²未満</td><td>3 m</td></tr> <tr> <td>1 0 0 0 0 m²以上 1 5 0 0 0 m²未満</td><td>4 m</td></tr> <tr> <td>1 5 0 0 0 m²以上 5 0 0 0 0 m²未満</td><td>5 m</td></tr> <tr> <td>5 0 0 0 0 m²以上 1 5 0 0 0 0 m²未満</td><td>1 0 m</td></tr> <tr> <td>1 5 0 0 0 0 m²以上 2 5 0 0 0 0 m²未満</td><td>1 5 m</td></tr> <tr> <td>2 5 0 0 0 0 m²以上</td><td>2 0 m</td></tr> </table>	事業区域の面積	緩衝帯の幅	3 0 0 0 m ² 未満	2 m	3 0 0 0 m ² 以上 1 0 0 0 0 m ² 未満	3 m	1 0 0 0 0 m ² 以上 1 5 0 0 0 m ² 未満	4 m	1 5 0 0 0 m ² 以上 5 0 0 0 0 m ² 未満	5 m	5 0 0 0 0 m ² 以上 1 5 0 0 0 0 m ² 未満	1 0 m	1 5 0 0 0 0 m ² 以上 2 5 0 0 0 0 m ² 未満	1 5 m	2 5 0 0 0 0 m ² 以上	2 0 m
事業区域の面積	緩衝帯の幅																
3 0 0 0 m ² 未満	2 m																
3 0 0 0 m ² 以上 1 0 0 0 0 m ² 未満	3 m																
1 0 0 0 0 m ² 以上 1 5 0 0 0 m ² 未満	4 m																
1 5 0 0 0 m ² 以上 5 0 0 0 0 m ² 未満	5 m																
5 0 0 0 0 m ² 以上 1 5 0 0 0 0 m ² 未満	1 0 m																
1 5 0 0 0 0 m ² 以上 2 5 0 0 0 0 m ² 未満	1 5 m																
2 5 0 0 0 0 m ² 以上	2 0 m																
雨水流出対策	(1) 雨水、排水又は湧水について隣接地又は道路へ流出を防ぐ対策をすること(設置工事中も含む。)																
道路	(1) 事業区域に隣接する道路が建築基準法(昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号)第 4 2 条第 2 項に規定する道路の場合は、当該道路の中心から 2 メートル(片側が崖地等の場合は当該崖地等の境界から 4 メートル)の範囲に建築物その他工作物等を建築し、又は設置しないこと。																
柵塀等の設置	(1) 発電施設内に事業関係者以外が安易に立ち入ることがないようにフェンス等を設置すること。 (2) フェンス等の使用材料は、簡易なものではなくて第三者が容易に取り除くことのできないものとする。 (3) フェンス等の高さは、1. 2 メートル以上のものとする。																

【参考図】



詳細な記入方法については、P. 6 2 「作成例 (図面)」を参照ください。

(解説)

配慮事項とは別に、太陽光発電の長期的な運用に合わせ、必要とされる条件について、設計の基準として義務化しています。

○事業区域の規模に応じた緩衝帯の設置

規則第7条関係の別表第3の事業区域に応じて、太陽光パネル等の電気工作物から事業区域の境界線まで一定の距離を緩衝帯として確保しなければなりません。

必要があるときは当該緩衝帯を植栽等とする必要があります。

また、緩衝帯内には建築物その他工作物等を建築し、又は設置できません。

事業区域の面積	緩衝帯の幅
3 0 0 0 m ² 未満	2 m
3 0 0 0 m ² 以上 1 0 0 0 0 m ² 未満	3 m
1 0 0 0 0 m ² 以上 1 5 0 0 0 m ² 未満	4 m
1 5 0 0 0 m ² 以上 5 0 0 0 0 m ² 未満	5 m
5 0 0 0 0 m ² 以上 1 5 0 0 0 0 m ² 未満	1 0 m
1 5 0 0 0 0 m ² 以上 2 5 0 0 0 0 m ² 未満	1 5 m
2 5 0 0 0 0 m ² 以上	2 0 m

○雨水の流出対策

雨水、排水又は湧水については隣接地又は道路へ流出を防ぐ対策が必要です。また、設置工事中も同様に対策が必要です。

浸透能力等の設計書類は一律には求めません。ただし、流出対策に疑義がある場合は、根拠資料を求める場合があります。

P. 6 2 「作成例（図面）」を参照ください。

○道路

事業区域に隣接する道路が建築基準法第42条第2項に規定する道路（4 m未満）の場合は、当該道路の中心から2 m（片側が崖地等の場合は当該崖地等の境界から4 m）の範囲に建築物その他工作物等を建築し、又は設置しないこととなっております。

【建築基準法第42条第2項に規定する道路の確認方法】

- ①いばらきデジタルマップ（<https://www2.wagmap.jp/ibaraki/PositionSelect?mid=30>）で検索。
- ②茨城県県南県民センター建築指導課にて確認。

茨城県土浦市真鍋5－17－26

茨城県県南県民センター建築指導課（土浦合同庁舎）

Tel：029－822－7074

○柵塀等の設置

(フェンス等の構造)

- ・簡易なものではないもの
- ・第三者が容易に取り除くことのできないもの
- ・高さが1．2 m以上のもの

12. 協議等

(協議等)

第12条 事業者は、太陽光発電設備を設置しようとするときは、市長と協議しなければならない。

(計画書の提出)

第7条 条例第12条に規定する協議は、当該太陽光発電設備を設置しようとする日の60日前までに太陽光発電設備設置用計画書(様式第2号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出することにより行わなければならない。

- (1) 行政区等に対する説明報告書(様式第3号)
- (2) 地域住民等に対する説明報告書(様式第4号)
- (3) 別表第4号に掲げる図書
- (4) その他市長が必要と認める書類

図書の種類	備考
委任状(委任する場合)	事業者の押印したもの
位置図及び案内図	事業区域の位置が分かるもの
土地利用計画図 (パネル配置図)	(1) 縮尺1000分の1以上であること (2) 別表第3に規定する設計の基準等に準じていることが分かるもの (3) 一般送配電事業者との責任分界点・区分開閉器の位置表示すること (4) その他必要な事項
土地造成計画平面図	(1) 縮尺1000分の1以上であること (2) 切土・盛土箇所、現況と計画の高低差等が分かるもの (3) その他必要な事項
事業区域の公図の写し (不動産登記法平成16年法律第123号)第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面)	事業区域及び隣接地の地番並びに所有者、占有者、土地管理者の氏名の記載があるもの
事業区域の土地登記事項証明書の写し	登記情報提供サービスにより取得したものも可とする
事業者を確認するための書類	個人の場合は、本人確認書類(免許証、マイナンバーカード等)法人の場合は、法人登記事項証明書、決算短信等
事業区域の測量図又は求積図	
地域住民等の説明範囲を示す図面	
地域住民等への説明資料	地域住民等への説明に使用したもの
再生可能エネルギー発電事業計画の認定についての通知書	経済産業省からの通知
電力会社との接続契約が分かる書類	
告知看板の写真	カラー写真

(解説)

本条例に対象となる規模の太陽光発電設備の設置をする事業者は、60日前までに協議を行うこととされています。関係各課の意見の徴収及び書類不備等の確認期間として提出から協議終了通知の判断までの標準処理期間を想定して、60日と設定しています。

本条例の協議を行う場合、地域住民等への説明が済んだ上で報告書として添付することが必要になります。そのため、地域住民等への説明が済んでいない場合、市との協議（受付）ができません。本条例に基づく協議は、他法令の許認可状況にかかわらず、協議を進めますが、関係各課の配慮事項等を徴収して事業者に求め、他法令の手続きについては、案内します。

○提出部数

2部（正本・副本）

※副本は、最後返却いたします。

○受付について

協議の受付については、添付書類に不備がある場合、受付できない場合がありますので、郵送での受付は、対応できません。

また、設置抑制区域での事業の場合、事前相談をしていないものについては、受付できません。

○添付書類の留意事項

- ①太陽光発電設備設置等計画書（様式第2号）
- ②行政区等に対する説明報告書（様式第3号）
- ③地域住民等に対する説明報告書（様式第4号）
- ④委任状
- ⑤位置図及び案内図
- ⑥土地利用計画図（パネルは位置図）
- ⑦土地造成計画平面図
- ⑧公図の写し
- ⑨土地登記事項証明書の写し
- ⑩測量図又は求積図
- ⑪事業者を確認するための書類
- ⑫説明範囲を示す図面
- ⑬説明資料
- ⑭再生可能エネルギー発電事業計画の認定についての通知書（Fit法の場合のみ）
- ⑮電力会社との接続契約がわかる書類（非Fit法の場合のみ）
- ⑯告知看板の写真
- ⑰その他必要と認める書類等

P. 51～62「作成例（様式、図面）」を参照ください。

1 3. 協議終了の通知

(協議終了の通知)

第13条 市長は、前条の協議を終了したときは、事業者に当該協議を終了した旨を通知するものとする。

2 市長は、必要に応じて、前項の規定による通知に意見を付すものとする。

3 事業者は、第1項の規定による通知を受けた後に設置事業に着手するものとする。

(協議終了の通知)

第9条 条例第13条第1項に規定する通知は、協議終了通知書（様式第5号）によるものとする。

(解説)

添付書類、設置基準等などの不備を完了し、支障がなければ協議終了通知及び副本を事業者または、委任者に返却します。

協議終了通知の受領後、工事に着手が可能になります。

1 4. 協定の締結

(協定の締結)

第14条 市長は、前条第1項の規定による通知をしたときは、事業者に対し、太陽光発電設備の運用、維持管理及び災害時並びに廃止後の措置に関する協定の締結を申し入れるものとする。

2 事業者は、前項の協定の締結に応じるよう努めなければならない。

(協定の締結)

第10条 条例第14条第1項に規定する太陽光発電設備の運用、維持管理及び災害時並びに廃止後の措置に関する協定は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 太陽光発電設備の維持及び管理に関する事項
- (2) 環境の保全及び公害の防止に関する事項
- (3) 太陽光発電設備の災害時及び廃止後の措置に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

(解説)

本条例に基づく協議が完了した事業者と牛久市で本条例の第5・6条の「事業者の責務」に規定されている事項などを適切に遵守するように「太陽光発電設備の運用、維持管理及び災害時並びに廃止後の措置に関する協定」を下記の事項について協定書を締結するものとしています。

協議を終了した後、本協定書を2部提出してください。

【協定書の内容】

①太陽光発電設備の維持及び管理に関する事項

・定期的に保守点検を行うとともに、機器の故障等が発生した場合の対処や発電設備の維持管理、土砂の流出、その他災害の防止などを定めます。

②環境の保全及び公害の防止に関する事項

・騒音振動による人への不快感、雑草等の適切な処理及び農薬の使用時の配慮などを定めます。

③太陽光発電設備の災害時及び廃止後の措置に関する事項

・落雷、暴風等による災害が発生した場合の措置や廃止後の撤去などを定めます。

④その他市長が必要と認める事項

・地域住民等との良好な関係の保持、苦情・紛争の解決、承継にかかる措置など、条例第6条の事業者の責務にかかる事項などを定めます。

○協議終了通知及び協定書の締結

協議終了通知の交付については、協定書押印後、副本と合わせて交付いたします。

そのため、協議終了通知の交付前に協定書の締結が必要になります。

15. 工事の完了

(工事の完了)

第15条 事業者は、第13条第1項の規定による通知を受けた設置事業の工事を完了したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(工事完了届出書)

第11条 条例第15条の規定による届出は、速やかに工事完了届出書（様式第6号）を提出することにより行わなければならない。

2 前項の工事完了届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) パネル配置図
- (2) 設置写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(解説)

工事完了後から維持管理に関する事項が開始されることから、その事実を確認することを目的として、設置写真、協議した内容のとおり工事が行われたかの配置図を求めることとしています。

○提出部数

2部（正本・副本）

※副本は、最後返却いたします。

○受付について

工事完了届出書は、郵送での受付もできます。その際は、返信用封筒を同封してください。

○添付書類の留意事項

①工事完了届出書（様式第6号）

P. 59「作成例（様式第6号）」を参照ください。

②土地利用計画図（パネル配置図）

- ・協議時に提出したものと同等なもの（副本に協議済の朱印があるもの）。
- ・軽微な変更がある場合は、変更後の図面の添付。

③設置写真

- ・設置した太陽光発電設備の全景。
- ・設計基準（雨水流出対策、フェンス等の設置）に適合していることがわかるもの。
- ・事業者情報の看板（様式第11号）。

④その他市長が必要と認める書類

- ・当初協議で必要と判断され、完了時に提出を求めるもの。

16. 協議内容の変更

(協議内容の変更)

第16条 事業者は、第12条の協議に係る内容を変更しようとするときは届出を行い、改めて市長と協議をしなければならない。ただし、変更しようとする内容が軽微なものであると認められるときは、協議は不要とする。

(協議内容の変更)

第12条 条例第16条の届出は、事業変更届出書（様式第7号）によるものとし、変更しようとする事項に係る書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 条例第16条ただし書の軽微なものは、次のとおりとする。

- (1) 事業区域の縮小
- (2) 太陽光発電設備の出力の縮小
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が軽微な変更と認めるもの

(解説)

増設や事業区域の拡張を行う場合は、周辺環境に影響を及ぼすおそれがあることから、設置工事と同様に計画書の届出等の対象としています。

変更内容について、市と協議を行う前に地域住民等に再度説明を行うこととしています。

軽微なものと判断するものは、事業区域の縮小、出力の縮小、工事の完了日等の変更などの周辺環境に影響を及ぼすものでないものとしています。

○提出部数

2部（正本・副本）

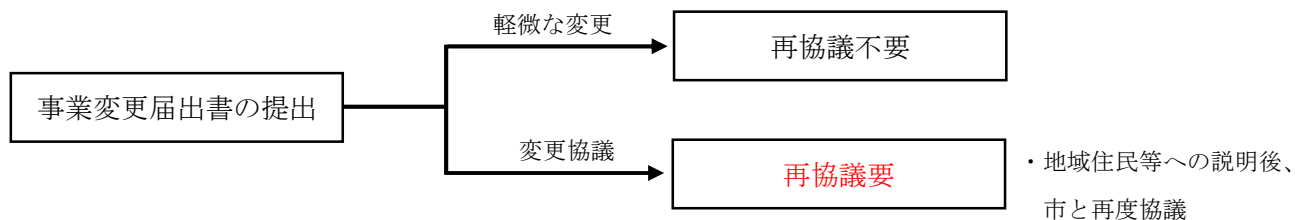
※副本は、最後返却いたします。

○受付について

事業変更届出書は、郵送での受付もできます。その際は、返信用封筒を同封してください。

○変更が生じた場合

当初協議より変更が生じた場合、変更が生じた内容について事業変更届出書（様式第7号）と変更に係る資料を添付していただきます。



○軽微な変更等

当初協議にあたって提出した事項のうち次に掲げる事項については、変更協議を要せず、軽微な変更として、再協議は不要とします。これは、太陽光発電設備の安全性に影響を及ぼさない変更については、変更内容の把握で足りるためです。

＜変更協議（再協議）・軽微な変更の区分別の整理表＞

変更事項	変更協議 (再協議)	軽微な変更
住所又は氏名（法人にあつてはその名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）		○
事業名称		○
事業者	○	
事業区域の予定地（形状の変更も含む）	○	
事業区域の面積（縮小は除く）	○	
発電（送電）出力（縮小は除く）	○	
工事の着手若しくは完了、運用開始予定年月日		○
パネルの配置	○	

※法人において、事業所を移転する場合や、名称や代表者に変更を生じた場合は軽微な変更で取り扱います。事業の売買・譲渡等により承継があつて変更する場合は、別途承継の手続きが必要です。（詳細はP. 40「第17条 地位の承継等」を参照してください）。

17. 地位の承継等

【条例】

(地位の承継等)

第17条 事業者の地位を承継した者は、その旨を市長に届け出なければならない。

【規則】

(地位の承継の届出)

第13条 条例第17条の規定による届出は、速やかに地位承継届出書（様式第8号）を提出することにより行わなければならない。

2 前項の地位承継届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業者の地位を承継した事実を証する書類
- (2) 事業者の地位を承継した者の住民票の写し（対象設置者の地位を承継した者が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(解説)

太陽光発電設備設置完了後から、維持管理に関する事項が開始され、変更後の事業者に対しても変更前の事業者と協議を行った内容などを適切に承継し、把握する必要があることから、届出を行うものとしています。

工事完了後(工事完了届の提出)のみ地位承継の手続きが可能になります。工事完了前は、変更及び再協議により対応になります。

協定書の再締結はしないが、協定の内容も承継される前提になります。

○提出部数

2部（正本・副本）

※副本は、最後返却いたします。

○受付について

地位承継届出書は、郵送での受付もできます。その際は、返信用封筒を同封してください。

○添付書類の留意事項

①地位承継届出書（様式第8号）

P. 61「作成例（様式第8号）」を参照ください。

②事業者の地位を承継した事実を証する書類

- ・売買契約書（土地・太陽光発電設備の譲渡が確認できるもの）
- ・贈与契約書

③事業者の地位を承継した者の住民票の写し

- ・対象設置者の地位を承継した者が法人である場合にあっては、法人登記事項証明書

④その他市長が必要と認めるもの

18. 報告の徴収

【条例】

（報告の徴収）

第18条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対して、太陽光発電設備の状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた者は、速やかに市長に報告しなければならない。

【規則】

（報告の徴収）

第14条 条例第18条第1項の規定による報告の徴収は、状況等報告要求書（様式第9号）により行うものとする。

2 条例第18条第2項の規定による報告は、状況等報告書（様式第10号）により行うものとする。（報告の徴収）

（解説）

工事着手以降に、地域住民等からの通報等により施設の状況を確認する必要がある場合、事業者に対して、現状の報告を求められるように報告の様式を定めています。

施設の運用状況については、立ち入り検査等では確認できない部分があるため、様式を定め要求書として確認するようにしています。

○既存施設への報告の徴収

本規定は、後述する経過措置の解説にもあるように、既存の施設についても報告の対象となります。これは、条例施行後の施設だけでなく、条例施行前の施設においても、地域環境に及ぼす影響が大きい場合など、必要に応じて報告を求めることができるようにしています。

19. 事業者情報の揭示

【条例】

(事業者情報の揭示)

第19条 事業者は、太陽光発電設備稼働期間中、事業区域内の見やすい場所に、事業者に関する情報を掲示しなければならない。

【規則】

(事業者情報の揭示)

第15条 条例第19条の規定による揭示は、次の内容を記載した太陽光発電設備の事業者に関する情報(様式第11号)の看板を設置することにより行うものとする。

- (1) 事業区域の所在地及び面積
- (2) 事業者の名称及び連絡先
- (3) 緊急時の連絡先
- (4) 太陽光発電設備の総発電出力
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

2 事業者は、前項の看板に記載した事項に変更が生じた場合で、条例第16条本文の規定による協議が終了したとき又は同条ただし書に規定する軽微なものに係る変更を行ったときは、当該看板に記載した事項を速やかに訂正しなければならない。

(解説)

設置事業を完了した際に、当該太陽光発電設備の事業者に関する情報を周知するために、見やすいところに掲示するものとしています。

掲示内容については、異常が発生した場合の連絡手段として、連絡先や事業者名、事業の規模を把握できるような内容に定めています。変更があった場合も速やかに対応するよう規定を設けています。

○設置場所

- ・道路面に面した場所等の第3者が確認できる場所

○設置方法

- ・フェンスにつけるなど強風等で取れないようにすること

○看板の素材

- ・雨や紫外線等で文字が消えたりしないようにすること

太陽光発電設備の事業者に関する情報	
事業区域の所在地	牛久市
事業区域の面積	平方メートル
事業者の氏名及び住所 (法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	氏名 住所
緊急時の連絡先 (電話番号)	
発電設備の総発電出力 (送電端出力)	キロワット
発電設備の運転開始日	年 月 日
発電事業期間	年 月 日から 年 月 日まで (年間)
看板の設置年月日	年 月 日
この看板は、牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第19条の規定により設置したものです。	
太陽光発電設備に設置事業に関する連絡先 氏名 住所 連絡先	

20. 立入検査等

【条例】

(立入検査等)

第20条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、指定職員に、太陽光発電設備に関係のある場所に立ち入り、太陽光発電設備の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させること（以下この条において「立入検査」という。）ができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

【規則】

(立入検査員証)

第16条 条例第20条第2項の身分を示す証明書は、牛久市職員服務規程（平成13年訓令第9号）第5条第1項に定めるものとする。

(解説)

維持管理の状況、災害時及び廃止時の措置の状況等の確認のため、太陽光発電設備に関係のある場所に立ち入り、太陽光発電設備の状況若しくは帳簿、書類その他物件を検査し、又は関係者に質問することができるものとしています。

検査員は、牛久市の職員（身分証所持）が対象です。

2 1. 指導、助言又は勧告

【条例】

(指導、助言又は勧告)

第 2 1 条 市長は、この条例の施行上必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

- (1) 第 1 2 条若しくは第 1 6 条の協議等をせず、又は虚偽の事実を述べて協議等をした者
- (2) 第 1 3 条第 1 項の規定による通知を受ける前に設置事業に着手した者
- (3) 第 1 5 条及び第 1 7 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (4) 第 1 8 条第 2 項の規定による報告を正当な理由なく拒み、又は虚偽の報告をした者
- (5) 第 2 0 条第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- (6) 正当な理由なく前項の規定による指導に従わない者

【規則】

(指導、助言又は勧告に係る書面)

第 1 7 条 条例第 2 1 条第 1 項の指導又は助言は、指導・助言通知書（様式第 1 2 号）により行うものとする。

(解説)

事業者が、協議終了通知を受けるにあたって付された条件等を遵守することや本条例の施行に必要な措置において指導及び助言に関する規定を設けています。

上記の指導や助言に正当な理由がなく指導に従わない場合、協議終了通知を受けず又は虚偽の協議により太陽光発電設備を設置した者、変更、地位承継、完了届の手続きをしなかった者に対し、必要な措置をするよう勧告するよう様式を定めています。

○FIT法との関係

FIT 法において、条例の規定に違反している場合は認定の取消しが講じられているように規定されています。本条例についても、その対象となるため、条例の規定に背いた行為を行う場合には、勧告・指導を行うことと併せて、FIT 法において認定の取消しが行われることもあり得ることに留意が必要です。

(参考)「指導」と「助言」の違い

「指導」とは、相手方に対しなすべきことを示して、相手方を一定の方向に誘導することであり、「助言」とは、ある行為をする上で必要な事項について助けとなる進言をすることをいう。そのため、指導に従わない場合は、勧告等を行うことができる。

22. 公表

【条例】

(公表)

第22条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに当該勧告の内容を公表することができる。

【規則】

(公表)

第18条 条例第22条の規定による公表は、牛久市公告式条例（昭和29年条例第1号）に定める掲示場における掲示その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

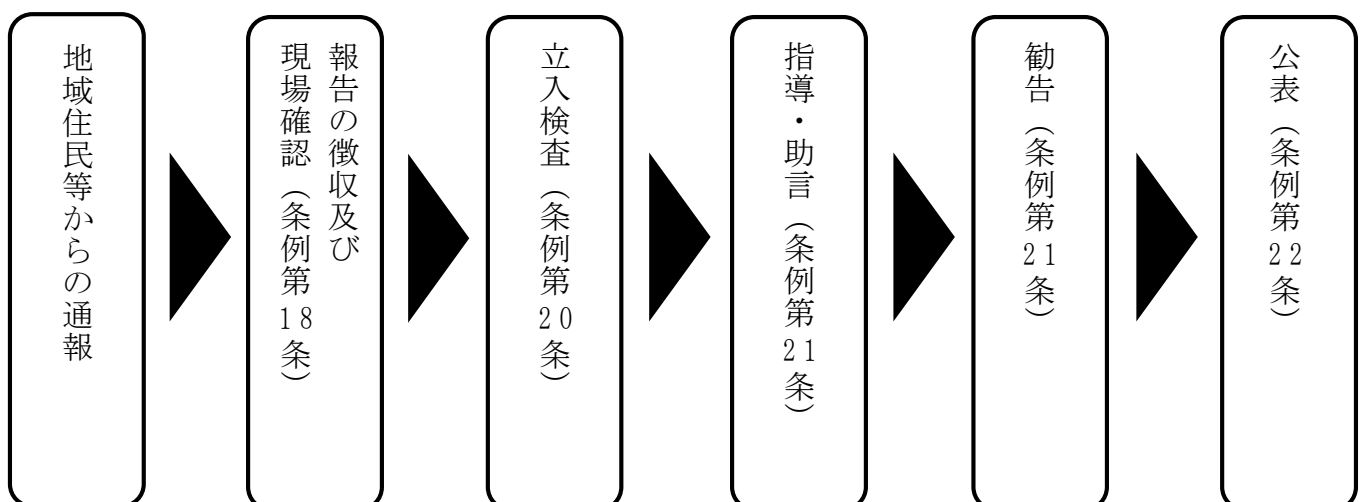
(解説)

条例第21条の勧告をしたにもかかわらず、正当な理由なく従わない事業者に対して、牛久市公告式条例で定める牛久市役所庁舎前の掲示場で掲示するとともに、その他の方法で氏名等を公表することでペナルティーを与えることができるようにしています。

○公表場所

- ・牛久市役所正面入口付近の掲示板
- (その他)
- ・牛久市ホームページ等

○公表までのフロー



23. 委任

【条例】

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【規則】

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

2 条例第21条第2項の勧告は、勧告書（様式第13号）により行うものとする。

(解説)

条例施行に関し必要な事項について、同条例施行規則により定めており、規則施行に関して必要な事項に対しては、本手引書内において市長が別に定めることとし、適切な運用を図ります。

2 4．施行期日

【条例】

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年6月1日から施行する。

【規則】

附則

この規則は、令和6年6月1日から施行する。

(解説)

本条例及び施行規則の施行は、令和6年6月1日となります。施行期日より前に設置済み又は工事着手した太陽光発電設備についてはP. 48「経過措置」を参照してください。

25. 経過措置

【条例】

附則

(施行期日)

- 2 この条例の施行の日前に工事に着手している設置事業、この条例の施行の際現に実施している太陽光発電設備設置事業及び茨城県の太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドラインに基づく事業概要書を提出している場合は、第9条及び第11条から第17条までの規定は適用しない。

(解説)

条例施行日（令和6年6月1日）より前に設置工事に着手した太陽光発電設備（「既存設備」）と、条例施行日後に工事着手する太陽光発電設備（「新規設備」）の取扱いを分けるため、その内容を規定しています。

○本規定の対象

①条例施行日（令和6年6月1日）より前に設置または工事着手している太陽光発電設備

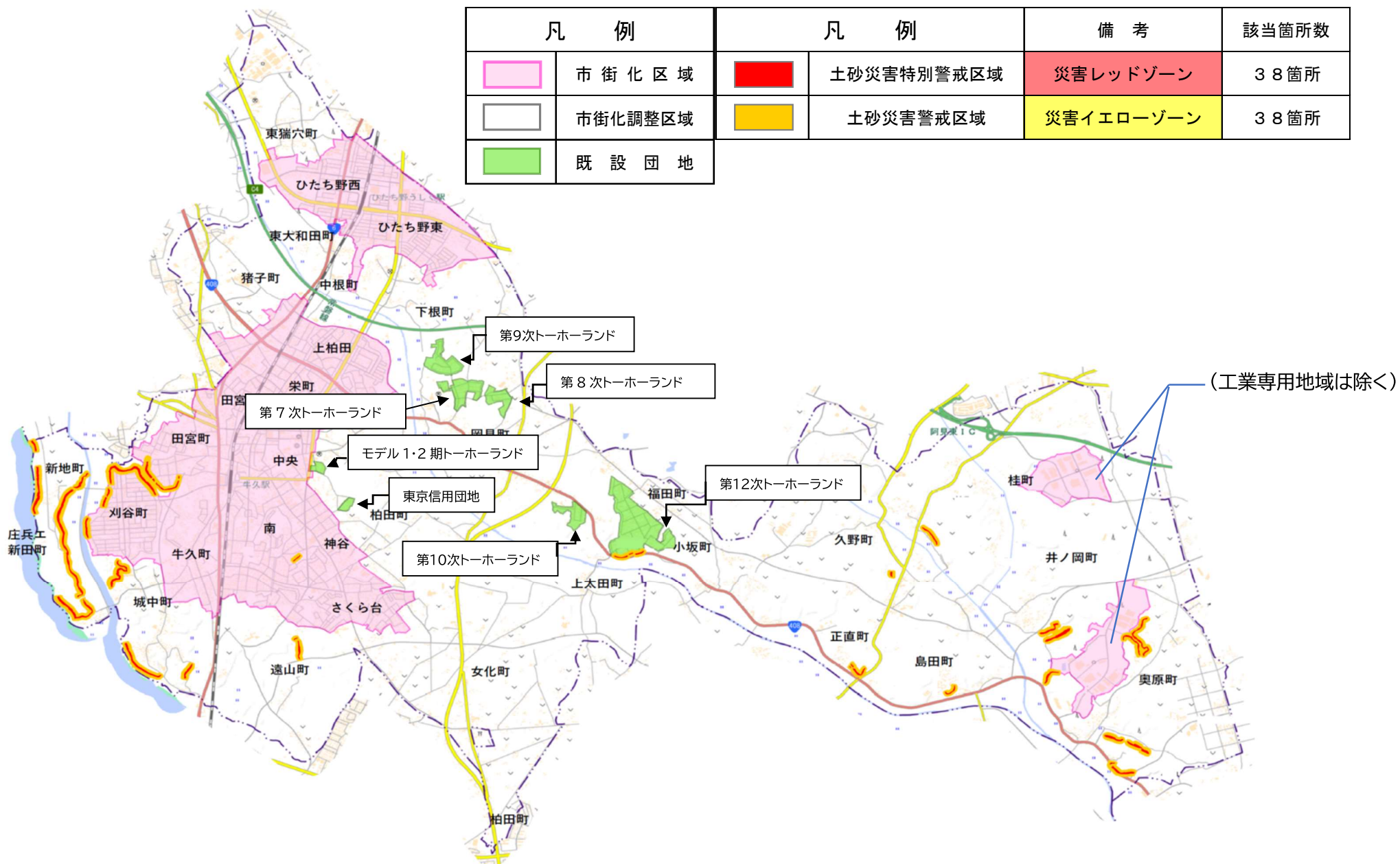
②茨城県「太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」に基づく事業概要書を提出しているもの

○適用されない規定

- ・第9条（地域住民等への説明）
- ・第11条（設計の基準）
- ・第12条（協議等）
- ・第13条（協議終了の通知）
- ・第14条（協定の締結）
- ・第15条（工事の完了）
- ・第16条（協議内容の変更）
- ・第17条（地位の承継等）

26. 関係課案内

課名	所管事務	場所
道路整備課	道路工事施工承認、道路占用許可、土採取事業などに関すること	分庁舎 2 階
都市計画課	みどりと自然のまちづくり条例（緑化）、都市計画マスタープランなどに関すること	分庁舎 2 階
下水道課	雨水排水（放流）、下水道などに関すること	分庁舎 1 階
環境政策課	特定建設作業、周辺環境配慮などに関すること	第 3 分庁舎 2 階
廃棄物対策課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、土砂等の搬入による埋立てや盛土に関すること	第 3 分庁舎 2 階
防災課	防災に関すること	本庁舎 1 階
市民活動課	行政区に関すること	本庁舎 2 階
地域安全課	交通、防犯に関すること	本庁舎 2 階
農業委員会	農地転用に関すること	本庁舎 3 階
政策企画課	牛久市総合計画に関すること	本庁舎 3 階
農業政策課	農業振興地域の農用地区域、森林法の伐採届などに関すること	本庁舎 3 階
未来創造課 (文化財・シャトー活用推進室)	埋蔵文化財照会などに関すること	牛久シャトー事務所
教育支援課	学校、通学路などに関すること	ひたち野リフレ 5 階



28. 添付書類一覧兼チェックリスト（留意事項）

届出に必要な添付図書について、作成に当たり留意する事項について以下に記載する。添付書類とともに下記のチェックリストも添付してください。

番号	図書の種類 (縮尺)	留意・明示すべき事項
①	☐ 太陽光発電設備設置等計画書	☐ 様式第2号を使用 ☐ 分割案件の申請の場合、2つの事業を分かりやすく記載 ☐ 提出日と工事着手日が60日空いているか ☐ 第1面、第2面ともに記載されているか
②	☐ 行政区等に対する説明報告書	☐ 様式第3号を使用 ☐ 区長の意見に対して回答しているか ☐ 行政区がまたがる場合、両方に説明しているか
③	☐ 地域住民等に対する説明報告書	☐ 様式第4号を使用 ☐ 事業区域の隣接地の土地建物の所有者に説明しているか ☐ 100m以内に居住している住民を網羅しているか ☐ 説明範囲図と番号の整合が取れているか ☐ 地域住民の意見に対して対応結果が記載しているか
④	☐ 委任状	☐ 委任者の押印がされているか
⑤	☐ 位置図及び案内図	☐ 事業区域がわかるもの ☐ 工事車両ルートが記載されているか (説明資料で記載されている場合は不要) ☐ 分割案件の場合、100m以内の同事業者の太陽光発電設備の位置が図示されているか
⑥	☐ 土地利用計画図 パネル配置図 (1/1000 以上)	☐ 方位の記載がされているか ☐ 道路境界線、隣地境界線の記載はあるか ☐ 国・県・市道番号、幅員、建築基準法上の道路種別の記載があるか ☐ 建築基準法第42条第2項道路の場合、セットバックしているか ☐ 事業区域の面積に応じて緩衝帯の幅が記載されているか ☐ 雨水・土砂流出対策がされているか ☐ 雨水・土砂流出対策のための周囲小堤、素掘側溝等の高さがわかるものが図示されているか ☐ 工事中も雨水・土砂流出対策する旨記載されているか ☐ フェンス(高さ1.2m以上)、門扉の位置、種類が記載されているか ☐ 現況及び計画レベルが事業区域と隣地との高低差が分かるようにそれぞれの境界ごとに記載あるか(道路、境界程度) ☐ 隣地に住宅がある場合、住宅の位置が図示されているか ☐ 隣地住宅から要望がある場合、植栽等の計画がされているか ☐ 責任分界点・区分開閉器の位置表示がされているか

		☐ パネル、パワーコンディショナー、変電設備等の位置が図示されているか ☐ パネルの角度・枚数、定格出力（1枚あたり）、発電（送電）出力、FIT 法の対象について記載されているか ☐ 看板の設置場所が図示されているか ☐ 縮尺・図面名の記載がされているか
⑦	☐ 土地造成計画平面図（1/1000 以上） （高低差がある場合）	☐ 現況及び計画レベルが事業区域と隣地との高低差が分かるようにそれぞれの境界ごとに記載あるか ☐ 盛土、切土が分かるように図示されているか ☐ 法面箇所については 30° 未満か ☐ 現況の状況がわかるもの（現況図等）
⑧	☐ 事業区域の法務局備付地図（公図）の写し	☐ 事業区域及び隣接地の地番並びに所有者、占有者、土地管理者の氏名の記載があるもの ☐ 3 カ月以内のものか（登記情報サービス出力日等） ☐ 事業区域が赤囲いされているか
⑨	☐ 事業区域の土地登記事項証明書の写し	☐ 事業地の土地謄本か ☐ 3 カ月以内のものか（登記情報サービス出力日等） ☐ 5 筆以上ある場合、土地の明細表を添付されているか
⑩	☐ 事業者を確認するための書類	☐ 個人の場合、住民票、免許証の写し等がついているか（住所、氏名がわかるもの） ☐ 法人の場合、法人登記事項証明書、決算短信がついているか（法人の営業実態がわかるもの）
⑪	☐ 事業区域の測量図又は求積図	☐ 事業区域の面積が分かる測量図か
⑫	☐ 地域住民等の説明範囲を示す図面	☐ 事業区域から 100m 範囲が図示されているか ☐ 説明した居住者の住民にそれぞれ番号をつけているか ☐ 100m 範囲をもれなく説明しているか
⑬	☐ 地域住民等への説明資料	☐ 設置事業の内容、工事の施工方法、安全対策及び維持管理並びに発電事業を終了した後の対応、その他周知すべき事項が説明されているか ☐ 工事車両ルートについての説明がされているか
⑭	☐ 再生可能エネルギー発電事業計画の認定についての通知書	☐ FIT 法の認定を受けている場合、通知書が添付されているか
⑮	☐ 電力会社との接続契約が分かる書類（契約済の場合）	☐ FIT 法の認定を受けていない場合、送電先との契約がされているか
⑯	☐ 告知看板の写真	☐ 道路側など見やすい場所に設置されているか ☐ 正面、2 方向以上からの写真か ☐ カラーで撮られているか
⑰	☐ その他	☐ 土地の取得状況（売買、賃借等）の契約書の写し ☐ 説明会を実施した場合の名簿、議事録 ☐ 現地写真（道路及び事業区域の全景、境界標（事業区域境界標）、高低差がわかるもの（高低差がある場合）、隣地の状況（住宅等の建物がある場合）

作成例（通常申請の場合）

様式第2号（第8条関係）

（第1面）

2024年6月1日

牛久市長 様

提出した日記載

住 所 茨城県牛久市中央3丁目15番1

（所在地）

事業者 氏 名 株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇 担当：〇〇

（名称及び代表者氏名）

代表者・担当者まで記載

電話番号 029-873-2111

太陽光発電設備設置等計画書

下記のとおり、太陽光発電設備を設置したいので、牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第12条の規定により関係書類を添えて提出します。

記

1 事業概要

事業名		仮称牛久〇〇太陽光事業
事業区域	所在地	牛久市〇〇〇〇—〇の（一部） 分筆していない場合は、一部での申請も可
	面積	〇〇〇〇.〇〇 平方メートル 添付する測量図の面積を記載
設置抑制区域		内（区域名：土砂災害警戒区域）・ 外
総発電出力 （送電端出力）		50.00 キロワット 発電（送電）する出力を記載
設備ID ※固定価格買取制度の設備ID。当該制度対象外など、IDがない場合「なし」と記載。		〇〇〇〇〇〇〇〇〇 Fit法の認定を受けている場合は、記載
工事施工者 （実際に工事を施工する者を記載すること。）	住所	（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地） 茨城県牛久市中央3丁目15番1 事業者と同じ場合も記載
	氏名	（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名） 株式会社〇〇〇〇代表取締役 〇〇〇〇 担当：〇〇 事業者と同じ場合も担当者まで記載
	電話番号	029-873-2111
工事着手予定日		（協議終了通知交付の翌日） 提出日から60日空けること
工事完了予定日		2024年12月31日
運用開始予定日		2025年 1月1日

(第2面)

(2) 廃止後に係る計画

設置するものの耐用年数を記載

耐用年数	太陽光パネル		20年
	接続箱		10年
	パワーコンディショナー		10年
	変電設備 (キュービクル等)		20年
	蓄電池		10年
	その他		上記以外の機具がある場合、記載
	撤去 ・ 廃棄	計画 別紙にて右記の事項 を記載したものを添 付でも可	撤去費用 計〇〇万円 積み立てのため毎月〇〇円×12か月×20年 ＝計〇〇万円 最終撤去費用の合計費用とその金額以上の確保の方法につ いて記載 撤去物ーパネル、架台、フェンス等 条例上の撤去義務対象は電気工作物であるが、設置前と同 じ状況になるように努めること 災害時は、自費にて対応 条例上災害時でも対応することから発生時に必要な費用につ いての確保についても記載
		時期	運用開始から20年 撤去・再利用実施時期を記載（通常耐用年数以下）
		撤去費用保全方法	資産除去債務計上、残高保有（〇〇銀行）、 積み立てなど 撤去費用の確保方法、確保できている場合の保全方法につ いて記載

様式第2号（第8条関係）

作成例（分割案件申請の場合）

（第1面）

2024年6月1日

牛久市長様

提出した日記載

住所 茨城県牛久市中央3丁目15番1

（所在地）

事業者氏名 株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇 担当：〇〇
（名称及び代表者氏名） 代表者・担当者まで記載

電話番号 029-873-2111

太陽光発電設備設置等計画書

下記のとおり、太陽光発電設備を設置したいので、牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第12条

分割案件の場合、それぞれの概要を分けて記載すること。
例：①〇〇事業、②〇〇事業

1 事業概要

事業名		① 仮称牛久〇〇—1 太陽光事業 ② 仮称牛久〇〇—2 太陽光事業
事業区域	所在地	① 牛久市〇〇〇〇—〇の（一部） ② 牛久市〇〇〇〇—〇の（一部） 分筆していない場合は、一部での申請も可
	面積	① 〇〇〇〇.〇〇 平方メートル ② 〇〇〇〇.〇〇 平方メートル 添付する測量図の面積を記載
設置抑制区域		① 内（区域名：土砂災害警戒区域）・ 外
総発電出力 （送電端出力）		① 49.50 キロワット②49.50 キロワット 発電（送電）する出力を記載
設備ID ※固定価格買取制度の設備ID。当該制度対象外など、IDがない場合「なし」と記載。		①〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ②なし Fit法の認定を受けている場合は、記載
工事施工者 （実際に工事を施工する者を記載すること。）	住所	（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地） ①②茨城県牛久市中央3丁目15番1 事業者と同じ場合も記載
	氏名	（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名） ①②株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇担当：〇〇 事業者と同じ場合も記載
	電話番号	①②029-873-2111
工事着手予定日		①②協議終了通知交付の翌日 提出日から60日空けること
工事完了予定日		①②2024年12月31日
運用開始予定日		①②2025年 1月1日

(第2面)

(2) 廃止後に係る計画

設置するものの耐用年数を記載

耐用年数	太陽光パネル		①20年 ②20年
	接続箱		①10年 ②10年
	パワーコンディショナー		①10年 ②10年
	変電設備 (キュービクル等)		①なし ②なし
	蓄電池		①②なし
	その他		上記以外の機具がある場合、記載
	撤去 ・ 廃棄	計画 別紙にて右記の事項 を記載したものを添 付でも可	①②撤去費用 計〇〇万円 積み立てのため毎月〇〇円×12か月×20年 ＝計〇〇万円 最終撤去費用の合計費用とその金額以上の確保の方法につ いて記載 ①②撤去物ーパネル、架台、フェンス等 条例上の撤去義務対象は電気工作物であるが、設置前と同 じ状況になるように努めること ①②災害時は、自費にて対応 条例上災害時でも対応することから発生時に必要な費用につ いての確保についても記載
		時期	①②運用開始から20年 撤去・再利用実施時期を記載（通常耐用年数以下）
		撤去費用保全方法	①②資産除去債務計上、 残高保有（〇〇銀行）、積み立てなど 撤去費用の確保方法、確保できている場合の保全方法につ いて記載

様式第3号（第8条関係）

2024年6月1日

提出した日記載

牛久市長 様

住 所 茨城県牛久市中央3丁目15番1
 事業者 氏名 株式会社〇〇〇〇
 代表取締役〇〇〇〇
 連絡先 029-873-2111

住 所 同上
 報告者 氏名 同上担当：〇〇 〇〇
 連絡先 〇〇〇—〇〇〇〇—〇〇〇

報告者＝説明者

説明したものが事業者以外の代理人の場合、

その者の氏名、連絡先を記載

行政区等に対する説明報告書

行政区等に対する説明を行ったので、次のとおり報告します。

事業予定地	牛久市〇〇〇〇—〇事業区域の地名を記載
事業名	仮称牛久〇〇—1太陽光事業
行政区名	〇〇行政区 市の市民活動課にて100m以内の行政区を確認すること
区長名	〇〇 〇〇
区長との協議日	2024年6月1日
区長との協議場所	区長の自宅
区長の意見	説明会を開いてほしい 区長からの意見や要望について漏れなく記載すること
区長の意見に関する 対応・回答	説明会について、回覧で開催日を連絡していただき〇年〇 月〇日に実施予定。 →了承 上記の意見・要望についての対応を記載すること また、対応方法について区長（意見者）に確認すること
説明会の要望	有 ・ 無

様式第4号（第8条関係）

2024年6月1日

提出した日記載

牛久市長 様

住 所 茨城県牛久市中央3丁目15番1
 事業者 氏名 株式会社〇〇〇〇
 代表取締役〇〇〇〇
 連絡先 029-873-2111

住 所 同上
 報告者 氏名 同上担当：〇〇 〇〇
 連絡先 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇

報告者＝説明者

地域住民等に対し 説明したものが事業者以外の代理人の場合、その者の
 氏名、連絡先を記載

地域住民等に対する説明を行ったので、次のとおり報告します。

番号	説明 年月日	所在及び 地番	住所氏名等	説明方法	備考
①	R6/6/1	〇〇〇〇- 〇	牛久市〇〇〇〇-〇 牛久 太郎 住民・事業者・ 土地所有者・建物所有者・土地 貸借人・建物貸借人 (いずれかに〇)	☒ 説明会 ☐ 戸別訪問 ☐ その他 ()	
	意見・要望		朝早くの工事着手をやめてほしい 住民からの意見や要望について漏れなく記載すること		
	回答・対応		早朝の工事をやめ、9時～16時の作業とする →了承済 上記の意見・要望についての対応を記載すること また、対応方法について区長（意見者）に確認すること		
②	R6/6/1	〇〇〇〇- 〇	牛久市〇〇〇〇-〇 牛久 花子 住民・事業者・ 土地所有者・建物所有者・ 土地貸借人・建物貸借人 (いずれかに〇)	☐ 説明会 ☒ 戸別訪問 ☒ その他 (資料投函)	
	意見・要望		投函より2週間経ったが意見なし 投函の場合、2週間を目安で意見の有無の確認をすること		
	回答・対応				

様式第6号（第11条関係）

2025年1月4日

牛久市長 様

工事が完了した日以降で提出
提出した日記載

住 所 茨城県牛久市中央3丁目15番1

(所在地)

事業者 氏名 株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇

(名称及び代表者氏名)

代表者まで記載

電話番号 029-873-2111

工事完了届出書

下記のとおり、太陽光発電施設工事が完了したので、牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第15条の規定により関係書類を添えて届け出ます。

記

事業名	仮称牛久〇〇太陽光事業	
事業区域の所在地	牛久市〇〇〇〇—〇の（一部）	
工事完了日	2024年12月31日	
工事施工者 （実際に工事を施工した者を記載すること。）	住所 （所在地）	茨城県牛久市中央3丁目15番1 事業者と同じ場合も記載
	氏名 （名称及び代表者名）	株式会社〇〇〇〇代表取締役 〇〇〇〇 事業者と同じ場合も記載
	電話番号	029-873-2111

様式第7号（第12条関係）

2024年6月1日

提出した日記載

牛久市長 様

住 所 茨城県牛久市中央3丁目15番1
事業者 氏名 株式会社〇〇〇〇
代表取締役〇〇〇〇
代表者まで記載

連絡先 029-873-2111

事業変更届出書

下記のとおり、太陽光発電設備に係る事業内容に変更があるため、牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第16条の規定により、関係書類を添えて提出します。

記

1 事業区域の所在地等

事業区域の所在地	牛久市〇〇〇〇—〇の（一部） 分筆していない場合は、一部での申請も可
事業者の氏名及び住所 (法人その他の団体にあつては、その名称、 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	氏名 株式会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇
	住所 茨城県牛久市中央3丁目15番1
太陽光発電設備の出力 (送電端出力)	50.00キロワット

2 変更する事項

変更事項	変更前	変更後
工事着工・完了予定年月日並びに運転開始年月日の変更 変更内容について記載 別紙で変更事項について添付することも可	着工日：2024/6/1 完了日：2024/12/31 運用日：2025/1/1 当初協議時の内容を記載	着工日：2024/7/1 完了日：2025/1/31 運用日：2025/2/1 変更後の内容を記載

様式第8号（第13条関係）

2024年8月1日

牛久市長 様

住 所 茨城県牛久市中央3丁目15番1

(所在地)

地位継承者 氏名 株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇

(名称及び代表者氏名)

代表者まで記載

電話番号 029-873-2111

地位承継届出書

下記のとおり、太陽光発電設備に係る事業者の地位の承継について、牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第17条の規定により届け出ます。

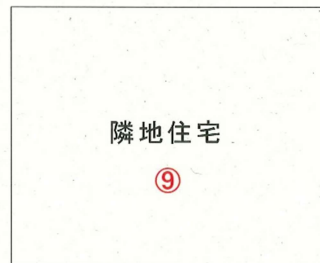
記

事業区域の所在地		牛久市〇〇〇〇―〇の（一部） 分筆していない場合は、一部での申請も可	
総発電出力 (送電端出力)		50.00 キロワット 発電（送電）する出力を記載	
事業者	区分	承継前	承継後
	住所 (所在地)	茨城県牛久市中央3丁目15番1 当初協議した事業者の住所を記載	茨城県牛久市〇〇―〇 承継先の事業者の住所を記載
	氏名 (名称及び代表者氏名)	株式会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇 当初協議した事業者を記載	株式会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇 承継先の事業者を記載
	電話番号	029-873-2111 当初協議した事業者の連絡先を記載	〇〇〇―〇〇〇―〇〇〇〇 承継先の事業者の連絡先を記載
地位承継理由		会社全体の事業見直しのため 承継した理由を簡潔に記載	
地位承継年月日		2024年8月1日 添付する継承がわかる資料（売買契約等）の契約日等を記載	

記入内容

- ①周囲フェンス・門扉の位置・種類・高さの記載
- ②道路幅員・市道番号・建築基準法の種別の記載
- ③道路・隣地境界線名の記載
- ④方位の記載
- ⑤基準点・隣地・現況計画レベルの記載
(道路・境界ごと程度)
- ⑥緩衝帯の幅員の記載(隣地境界線ごと) ※注1
- ⑦電柱・変電設備・責任分界点などを凡例の記載
- ⑧事業者情報の看板の位置の図示
- ⑨住宅の位置(隣地の住宅等ある場合)
住宅側から反射、眺望に対して要望がある場合、
植栽等の旨記載
- ⑩雨水・土砂流出対策のため調整池、周囲小堤、
素掘側溝等の図示
- ⑪パネルの角度・枚数、定格出力(1枚あたり)、
発電(送電)出力、FIT法の対象について記載
- ⑫雨水・土砂流出対策の小堤、素掘側溝等の
高さ等がわかるものを図示
- ⑬工事中も雨水・土砂流出対策する旨の記載
- ⑭縮尺・図面名の記載

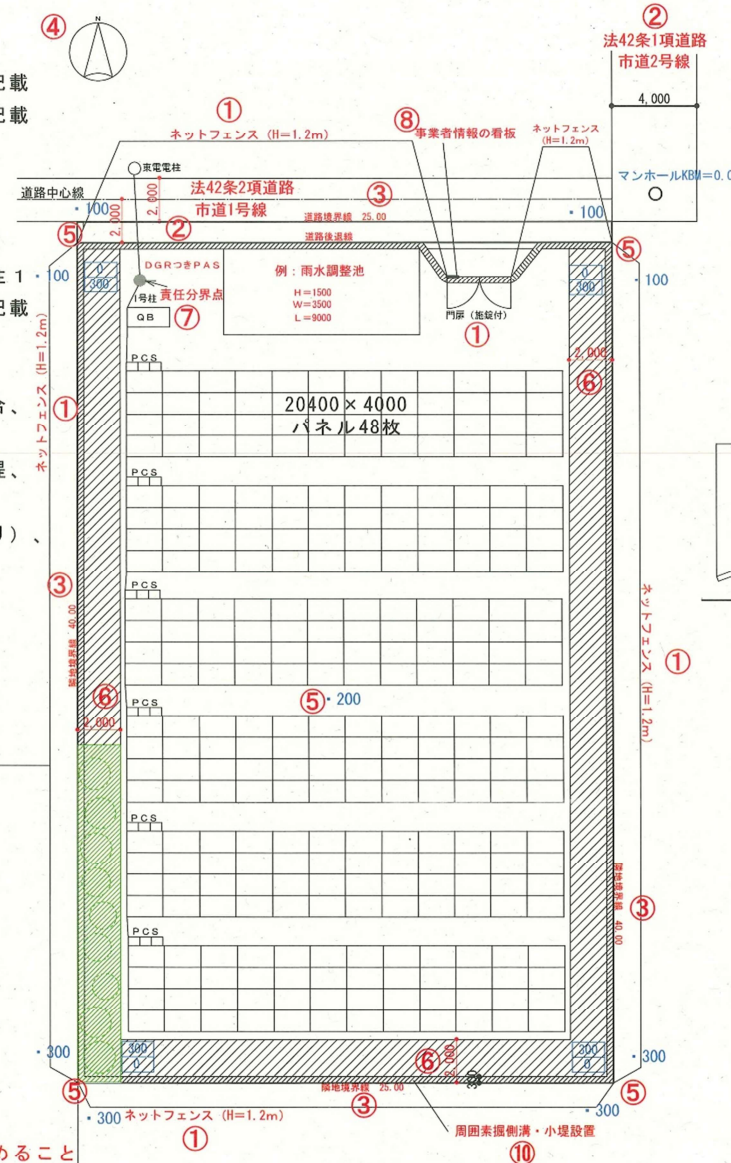
※文字等は赤字などで見やすくすること



⑨

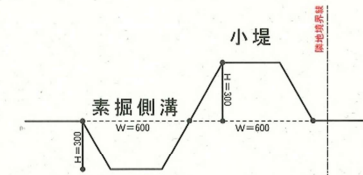
※注1

住宅地側(隣地、道路向かい含む)について
既存森林の保存または、植樹による緩衝帯に努めること



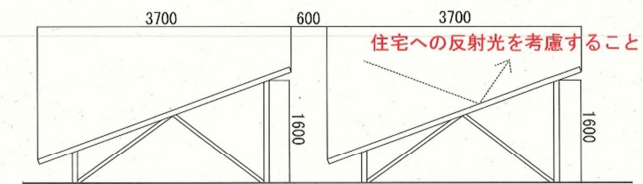
作成例

高さ300以上、幅600以上が望ましい



⑬工事中も雨水流出対策をすることとする。

⑫素掘側溝・小堤断面図



⑪パネル断面図 眺望にした高さにすること

アレイ角度	20°
パネル枚数	288枚
1枚あたり定格出力	250W
発電(送電)出力	49.5kW
FIT法	非該当

⑦ 凡例

変電設備又はQB	変電設備 (キュービクル等)
PCS	パワーコンディショナー
PAS・UGS ・UAS等	区分開閉器
●	1号柱(架空線の場合)
設計 現況	地盤高

株式会社〇〇〇〇

仮称 牛久〇〇太陽光事業

1/300 ⑭

土地利用計画図(パネル配置図)